

Bi-Weekly Newsletter

July 24, 2019 | ISSUE 25

I. 統計資料

02

国税庁の2017年税目別審査請求処理実績

II. 産業ニュース

02

FIU報告の高額現金取引基準金額が1千万ウォンに変更

III. 最新事例・判例

03

- 付加価値税法における貸倒税額控除対象該当有無（書面-2018-法令解釈付加-3992,2019.6.27.）
- 再生計画認可決定により分割返済すべき再生債権を債務者が裁判所の許可を得て早期返済する場合、早期返済による割引金が債権者の貸倒税額控除対象に該当するか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲(김·산운)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(황·철진)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(신·현창)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(노·영석)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(이·응진)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(이·남선)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com



삼일회계법인

(c) 2019 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.

I. 国税庁の2017年税目別審査請求処理実績

-統計庁(<http://www.kostat.go.kr/>)

主な内容

- 国税庁が2019年1月に発表した統計資料によると、国税庁の2017年税目別審査請求処理実績は次の通りである。
- 当該資料によると、国税庁の審査請求で税目別勝訴率が最も高い税目は法人税で、相続税と贈与税が後に続いた。

税目別	処理件数(件)					減税額 (百万円)
	小計	却下	棄却	認容	勝訴率(%)	
合計	453	37	290	126	27.8	39,401
総合所得税	85	7	49	29	34.1	9,824
法人税	29	3	10	16	55.2	5,668
付加価値税	77	10	41	26	33.8	10,003
譲渡所得税	153	6	127	20	13.1	5,522
相続税	22	-	14	8	36.4	1,730
贈与税	36	3	20	13	36.1	1,186
その他	51	8	29	14	27.5	5,468

II. FIU報告の高額現金取引基準金額が1千万ウォンに変更

-金融委員会報道資料(<http://www.fsc.go.kr>)

- 金融委員会は金融委員会ホームページ報道資料を通じて、改正された特定金融取引情報の報告および利用などに関する法律（以下‘特定金融情報法’）および同法施行令が施行されたことで、2019年7月1日からは金融会社の金融情報分析院（FIU）に対する高額現金取引報告（Currency Transaction Report, CTR）* 基準が、既存の2千万ウォンから1千万ウォンになると明らかにした。
- 特定金融情報法令の改正前にも、金融会社は従来法令により金融情報分析院に対し2千万ウォン以上の高額現金取引の報告義務を負担していたが、7月1日からはその金額基準が1千万ウォン以上に低くなり、金融会社の報告義務が強化されることとなった。
 - * 金融会社に対し、金融会社と顧客間の取引のうち顧客が現金を直接金融会社に支払うか（入金など）または受け取る取引（出金など）を、FIUに報告させる制度（振替、送金は除外）
- また、FIUはマネーロンダリングが疑われ捜査と調査が必要と認める場合には、検察、警察、国税庁、関税庁など8つの機関に対して、確保した金融取引情報を提供することができる。特定金融情報法令のこのような改正内容について念頭に置く必要がある。

1. 事実関係

- 債務者は、再生計画認可決定により10年にわたって分割返済すべき再生債権（債務）を、再生手続きの進行中に年4.5%の割引率によって計算した現在価値相当額で早期返済できる裁判所の許可を得たため、再生債権者はこれに同意して再生債権を早期回収し、早期返済による割引金に対して管轄税務署に貸倒税額控除の申請を行う。

2. 質問要旨

- 再生計画認可決定により分割返済すべき再生債権を債務者が裁判所の許可を得て早期返済する場合、早期返済による割引金は債権者の貸倒税額控除対象に該当するか

3. 回答内容

- 債務者の再生および破産に関する法律による裁判所の再生計画認可決定により、債務者が10年間分割して返済すべき債務を裁判所の許可を得て早期に返済する場合、早期返済による割引金は付加価値税法第45条により貸倒税額控除対象に該当する。

4. 関連法令など

● 付加価値税法第45条【貸倒税額の控除特例】

①事業者は付加価値税が課税される財貨または役務を供給して売掛金やその他の売上債権（付加価値税を含んだものを言う）の全部または一部が、供給された者の破産・強制執行やその他大統領令で定める事由により貸倒となって回収できない場合には、次の計算式により計算した金額（以下“貸倒税額”）を、その貸倒が確定した日が属する課税期間の売上税額から差し引くことができる。ただし、その事業者が貸倒となって回収できない金額（以下“貸倒金額”）の全部または一部を回収した場合には、回収した貸倒金額にかかる貸倒税額を、回収した日が属する課税期間の売上税額に加える。貸倒税額＝貸倒金額×110分の10

④第3項により、仕入税額から貸倒税額に該当する金額を差し引いた該当事業者が貸倒金額の全部または一部を返済した場合には、大統領令で定めるところにより返済した貸倒金額にかかる貸倒税額に該当する金額を返済した日が属する課税期間の仕入税額に加える。

● 付加価値税法施行令第87条【貸倒税額控除の範囲】

①法第45条第1項本文において「破産・強制執行やその他大統領令で定める事由」とは、所得税法施行令第55条第2項および法人税法施行令第19条の2第1項により貸倒金と認定される事由をいう。

● 法人税法施行令第19条の2【貸倒金の損金不算入】

①法第19条の2第1項において「大統領令で定める事由により回収できない債権」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

5. 債務者の再生および破産に関する法律による再生計画認可の決定または裁判所の免責決定により回収不能が確定した債権

8. 債務者の破産、強制執行、刑の執行、事業の廃止、死亡、失踪または行方不明で回収できない債権